

募集



自治基本条例
公募委員募集

自治基本条例

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方策などを明らかにした「桂川町自治基本条例」が、平成27年4月1日に施行されました。

この桂川町自治基本条例の趣旨および目的に沿った自治の推進を図るために設置する「桂川町自治基本条例推進委員会」について、現委員の任期満了に伴い、新たな公募委員を募集します。

同委員会には、公募委員のほか、地方自治に知識を有する人、公共的団体から推薦を受けた人で構成されます。

【募集人数】男性・女性 各2人以内

※応募者数により変更する場合があります

【任期】2年

【応募条件】町内に住所を有する人および町内で働く18歳以上の人(平成29年4月1日現在)

【応募方法】申込書に必要事項を記入し、郵送または直接提出

【その他】

◇申込書は、企画財政課、桂川町ホームページで配布。5月15日(月)～6月15日(木)の間に応募(応募多数時抽選)。

◇桂川町自治基本条例については、桂川町ホームページ「町政情報」カテゴリをご覧ください。お問い合わせください。

児童手当



児童手当の継続受給には
現況届の提出が必要です

児童手当の現況届

住民課 住民年金係 ☎65・3301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

【手当の支給月】

○6月(2～5月分)

○10月(6～9月)

○2月(10～1月分)

手当の支給額 (児童一人当たりの月額)

対象		支給額
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※受給者の前年分(1～5月分は前々年分)の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童1人につき月額5,000円です。

※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。

補助金



木造戸建住宅の
耐震改修工事を補助

木造戸建住宅耐震改修工事費補助金

建設事業課 管理鉱害係 ☎65・3330

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、木造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施しています。

【対象者】町税などを滞納していない住宅の所有者
【対象住宅】①②③すべてに該当)

①昭和56年5月31日以前に建築または工事を手した町内の木造戸建住宅(在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの)

②耐震診断の上部構造評点が1.0未満

③建築基準法や関係法令に違反していない

【補助金額】耐震改修工事費用の23%(上限30万円)

【受付期間】平成30年3月31日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、翌年度の受付になることがあります

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

◇申請する前に耐震診断を受ける必要があります(費用は3千円程度)

◇補助金の交付決定前に契約・着工しているものは対象となりません

